

広島市告示第536号

平成22年11月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次のとおり指定しました。

指定年月日 平成22年11月1日

広島市長 秋葉 忠利

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
社会福祉法人 燈心会	小規模多機能 ホームあかり	広島市西区三滝本 町二丁目1番1- 27号	小規模多機能型居 宅介護及び介護予 防小規模多機能型 居宅介護
JTS株式会 社	小規模多機能 型居宅介護ふ くろう	広島市安佐北区深 川七丁目6番37 号	小規模多機能型居 宅介護及び介護予 防小規模多機能型 居宅介護
医療法人社団 ひがしの会	グループホーム えんじゅ井 口	広島市西区井口五 丁目6番2号	認知症対応型共同 生活介護及び介護 予防認知症対応型 共同生活介護

広島市告示第537号

平成22年11月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠利

施術者	施術所		業務の 種類	指定 年月日
	名称	所在地 (出張專業の 場合は施術者 の住所)		
渡邊 俊之	アコー訪 問マッ サージ治 療院	広島市東区戸 坂中町1- 11	あん摩・ マッサー ジ	平成22年 10月6日

広島市告示第538号

平成22年11月2日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋葉 忠利

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 スポーツデポ広島八木店
 - 所在地 広島市安佐南区八木一丁目1017番2外
- 大規模小売店舗を設置する者
株式会社アルペン
代表取締役 水野 泰三
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
- 変更事項
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社アルペン
代表取締役 水野 泰三
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
(変更後) 株式会社アルペン
代表取締役 水野 泰三
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社アルペン
代表取締役 水野 泰三
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
(変更後) 株式会社アルペン
代表取締役 水野 泰三
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
- 変更年月日
平成19年10月1日
- 届出年月日
平成22年10月28日
- 届出書の縦覧場所
 - 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済局地域産業支援課
 - 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部区政振興課
- 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - 縦覧期間
平成22年11月2日から平成23年3月2日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成22年12月29日から平成23年1月3日までを除く。
 - 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成23年3月2日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

~~~~~

## 広島市告示第539号

平成22年11月2日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゴルフ5広島八木店

(2) 所在地 広島市安佐南区八木一丁目1018番7外

## 2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社アルペン

代表取締役 水野 泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

## 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社アルペン

代表取締役 水野 泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番18号

(変更後) 株式会社アルペン

代表取締役 水野 泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社アルペン

代表取締役 水野 泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番18号

(変更後) 株式会社アルペン

代表取締役 水野 泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

## 4 変更年月日

平成19年10月1日

## 5 届出年月日

平成22年10月28日

## 6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区役所市民部市政振興課

## 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

## (1) 縦覧期間

平成22年11月2日から平成23年3月2日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成22年12月29日から平成23年1月3日までを除く。

## (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成23年3月2日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

~~~~~

広島市告示第540号

平成22年11月2日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゴルフ5広島吉島店

(2) 所在地 広島市中区吉島西二丁目738番26外

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社アルペン

代表取締役 水野 泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社アルペン

代表取締役 水野 泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番18号

(変更後) 株式会社アルペン

代表取締役 水野 泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社アルペン

代表取締役 水野 泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番18号

(変更後) 株式会社アルペン

代表取締役 水野 泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 9 番 4 0 号

4 変更年月日

平成 1 9 年 1 0 月 1 日

5 届出年月日

平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済局地域産業支援課

(2) 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号

広島市中区役所市民部市政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成 2 2 年 1 1 月 2 日から平成 2 3 年 3 月 2 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び平成 2 2 年 1 2 月 2 9 日から平成 2 3 年 1 月 3 日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成 2 3 年 3 月 2 日

(2) 提出先

〒 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済局地域産業支援課

~~~~~

広島市告示第 5 4 1 号

平成 2 2 年 1 1 月 2 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ヤマダ電機テックランド広島八木店

(2) 所在地 広島市安佐南区八木二丁目 2 8 1 6 番地 1 外

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

群馬県前橋市日吉町四丁目 4 0 番地の 1 1

(変更後) 株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名 称 デジタル 2 1 広島八木店

所在地 広島市安佐南区八木二丁目 2 8 1 6 番地 1 外

(変更後) 名 称 ヤマダ電機テックランド広島八木店

所在地 広島市安佐南区八木二丁目 2 8 1 6 番地 1 外

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

群馬県前橋市日吉町四丁目 4 0 番地の 1 1

(変更後) 株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

4 変更年月日

(1) 平成 2 0 年 7 月 1 日 店舗設置者及び小売業者の住所の変更

(2) 平成 2 1 年 3 月 2 8 日 大規模小売店舗の名称の変更

5 届出年月日

平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済局地域産業支援課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号

広島市安佐南区役所市民部市政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成 2 2 年 1 1 月 2 日から平成 2 3 年 3 月 2 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び平成 2 2 年 1 2 月 2 9 日から平成 2 3 年 1 月 3 日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成23年3月2日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

~~~~~

広島市告示第542号

平成22年11月2日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ヤマダ電機テックランド広島中央本店

(2) 所在地 広島市中区新天地5番地6外

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

広島市南区京橋町2番22号

外2社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名 称 ヤマダ電機広島中央本店

所在地 広島市中区新天地5番地6外

(変更後) 名 称 ヤマダ電機テックランド広島中央本店

所在地 広島市中区新天地5番地6外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

(変更後) 株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町1番1号

4 変更年月日

(1) 平成16年6月11日 大規模小売店舗の名称の変更

(2) 平成20年7月1日 小売業を行う者の住所の変更

5 届出年月日

平成22年10月29日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

(2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区役所市民部政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成22年11月2日から平成23年3月2日まで。ただ

し、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成22年12月29日から平成23年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成23年3月2日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

~~~~~

#### 広島市告示第543号

平成22年11月2日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ヤマダ電機テックランドアルパーク前店

(2) 所在地 広島市西区草津新町二丁目26番地7外

#### 2 大規模小売店舗を設置する者

緑鋼材株式会社

代表取締役 緑 博康

広島市中区舟入南一丁目6番12号

外4名

#### 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名 称 ヤマダ電機テックランド広島本店

所在地 広島市西区草津新町二丁目26番地7外

(変更後) 名 称 ヤマダ電機テックランドアルパーク前店

所在地 広島市西区草津新町二丁目26番地7外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

(変更後) 株式会社ヤマダ電機



代表取締役 山田 昇  
群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

4 変更年月日

- (1) 平成 1 6 年 6 月 1 日 大規模小売店舗の名称の変更  
(2) 平成 2 0 年 7 月 1 日 小売業を行う者の住所の変更

5 届出年月日

平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済局地域産業支援課  
(2) 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号  
広島市西区役所市民部市政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成 2 2 年 1 1 月 2 日から平成 2 3 年 3 月 2 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び平成 2 2 年 1 2 月 2 9 日から平成 2 3 年 1 月 3 日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成 2 3 年 3 月 2 日  
(2) 提出先

〒 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済局地域産業支援課

広島市告示第 5 4 4 号

平成 2 2 年 1 1 月 1 0 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市東区馬木七丁目の 4 9 4 番 2 の一部、4 9 4 番 3 の一部、4 9 4 番 4 の一部、4 9 4 番 5 の一部、5 9 2 番 3、4 9 5 番 9 の一部及び 1 9 6 9 番 4 の一部

2 開発面積

2, 9 7 6. 5 8 m<sup>2</sup>

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区東白島町 1 7 番 1 8 - 2 0 1 号

有限会社タカハチ 代表取締役 吉村 富士雄

4 検査済証交付年月日

平成 2 2 年 1 1 月 1 0 日

広島市告示第 5 4 5 号

平成 2 2 年 1 1 月 1 0 日

広島市公印管理規則（昭和 2 7 年広島市規則第 3 9 号）第 9 条の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 文 書 名                            | 印影に使用する公印の 名 称 |
|----------------------------------|----------------|
| 高齢者が利用しやすい移動交通に関するアンケートへの御協力をお願い | 印影印刷専用市長印      |

広島市告示第 5 4 6 号

平成 2 2 年 1 1 月 1 0 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条又は第 1 1 条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において閲覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示第 5 4 7 号

平成 2 2 年 1 1 月 1 1 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称                        | 所 在 地                          | 指 定<br>年 月 日        |
|----------------------------|--------------------------------|---------------------|
| ふれあいクリニック                  | 広島市中区鉄砲町 9 番 1 0 号<br>湯浅ビル 5 階 | 平成 22 年<br>10 月 1 日 |
| ほほえみ診療所                    | 広島市中区西平塚町 4 番 1 5<br>号         | 平成 22 年<br>9 月 1 日  |
| 広島市仁保・楠那<br>地域包括支援セン<br>ター | 広島市南区東本浦町 2 6 番 8<br>号たおビル 2 階 | 平成 20 年<br>9 月 1 日  |
| ふたばデンタルク<br>リニック           | 広島市西区大芝一丁目 2 番 3<br>号          | 平成 22 年<br>10 月 1 日 |